平成２８年（フ）第６７９号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番３―403号
債務者　兼　　均
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６９１号
堺市南区庭代台２丁10番２―205号
債務者　高橋　康輔
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
盛岡市稲荷町２番45号
債務者　浅沼　直文
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２４２号
岩手県滝沢市牧野林686番地７
債務者　三好　正由
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４８８号
住民票上の住所　仙台市宮城野区鶴巻１丁目７番36号　ブーケ・ド小蔵前Ｄ棟―102
債務者　田中千恵美（旧姓藍田）（昭和49年７月23日生）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
群馬県太田市西本町52番28―503号
債務者　深井　俊光
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１９５号
香川県高松市仏生山町乙111番地２　プレアール仏生山Ⅰ203号
債務者　福島　　剛
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１５５号
福岡県大野城市平野台１丁目19番28号
債務者　臼井　敏晴
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２５３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈18番地１　ルート門松駅Ⅰ　202号
債務者　西村　和則
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３００号
福岡市西区西都１丁目３番25―401号
債務者　富永　　崇
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３０６号
福岡市南区長丘４丁目３番36―201号
債務者　小野　広二
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３３７号
福岡県大野城市仲畑４丁目18番５号　メゾンサンスカイＢ103号
債務者　明石　光義
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６３号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目181番地１　エッグコーポ102号
債務者　有吉　伸治
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６４号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目181番地１　エッグコーポ102号
債務者　有吉千絵里
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３７号
熊本県合志市竹迫1987番地
債務者　髙濱　和子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
千葉県館山市宮城29番地の２
債務者　丸山真由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第６７号
長野県千曲市大字磯部945番地の５
債務者　緑川　宣忠
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第６８号
長野県東御市滋野736番地　県住48―27
債務者　武藤　英人
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
長野地方裁判所上田支部